子育て世帯への臨時特別給付金

問合せ すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当 ☎991-1876

国が決定した「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の施策の1つである子育て世帯への臨時特 別給付金を支給しています。申請は不要な方と必要な方がいますので、次の記載事項をご確認ください。 ※松伏町では、子育て世帯のニーズに応えるため、子育て世帯への臨時特別給付金について全額(10万) 円)を一括で支給することといたしました。

申請が不要な方

児童手当(本則給付)を松伏町から支給を受けている児童手当受給者。(個別に案内通知を郵送し、児童 手当受給口座に12月下旬に振込をしています。振り込みの確認ができなかった場合には、お問い合わせ ください。)

申請が必要な方

この給付金をまだ受給していない次の世帯

- ①扶養している児童が高校生のみである世帯。
- ②児童手当(本則給付=児童1人当たり月額1万円又は1万5千円)を勤務先から支給されている公務員。
- ③基準日以降、新たに出生した児童の保護者。
- ④基準日以降、DV被害により松伏町に児童と一緒に避難した保護者(DV被害者は至急ご連絡ください)。 支給額……0歳~高校3年生のお子さま1人当り10万円

申請期限…令和4年2月28日(月) 基準日……令和3年9月30日(木)

詳細は、町ホームページをご確認ください。

※「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する"振り込め詐欺"や"個人情報の詐取"にご注意ください。

マナーを守って楽しくお散歩!≪犬の散歩での大事なお約束≫

問合せ 環境経済課 生活環境担当 ☎991-1839

フンは必ず 持ち帰る



フンは、必ず飼い主が持ち帰りましょう。尿はペットボ トル等で持参した水で洗い流しましょう。地域の人は見 ています。相手の立場に立って処理をしてください。

犬は絶対に 放さない



リード(引き綱)を放したり、長く伸ばし過ぎて管理し きれなくなると、事故の原因になります。また、小さな犬 でも、苦手な人に恐怖感を与えることがあります。リード を短く持ち、確実に制御してください。

登録と狂犬病 予防注射に ついて



犬を飼う場合、法律により登録することと、毎年1回狂 犬病予防注射を受けることが義務づけられています。登 録は環境経済課と町内の動物病院で行え、注射は町の集 合注射、動物病院で受けることができます。